

契 約 書 (案)

委託者 支出負担行為担当官 京都地方法務局長 堤秀昭、支出負担行為担当官 京都地方検察庁検事正 西山卓爾及び支出負担行為担当官 京都労働局総務部長 清水達哉（以下「甲ら」という。）と受託者 株式会社▲▲▲▲ 代表取締役 ●●●●（以下「乙」という。）は、以下のとおり、京都地方法務局ほか9庁舎建築物等定期点検業務（以下「本件業務」という。）に係る請負契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、乙が別添仕様書に基づいて本件業務を行い、甲らがその対価を支払うことを目的とする。

（履行期限）

第2条 本契約の履行期限は、別添仕様書記載のとおりとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は、金●円（消費税及び地方消費税額を含む。）とし、契約金額の内訳は、別紙1－1のとおりとする。

（監督）

第4条 甲らは、乙による本件業務の遂行状況を監督するため、甲らの指定する監督職員その他の者（以下「監督職員等」という。）を乙の作業場その他の関係場所に派遣することができる。

2 乙は、監督職員等の職務に協力しなければならない。

3 甲ら又は監督職員等は、本契約の目的の達成に重大な影響を及ぼすと判断される事項については、書面で変更又は改善の指示をすることができる。

（検査）

第5条 乙は、本件業務を完了したときは、甲らに対し、別添仕様書に定める点検結果報告書を速やかに提出しなければならない。

2 乙は、本件業務を完了したときは、別添仕様書に定める本件業務の完了を確認するための甲らの検査を受けるものとする。

3 甲らは、第1項の点検結果報告書の提出があったときは、その日から10日以内に前項の検査を行うものとする。

4 乙は、第2項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを是正改善し

て、甲らの検査を受けなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(代金の請求及び支払)

第6条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、別紙1－2支払内訳書に従い、契約代金の支払を請求することができる。その際、消費税及び地方消費税額（消費税及び地方消費税額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を明示し、併せて請求するものとする。

2 甲らは、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に契約代金を乙に支払うものとする。

3 甲らは、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わなかったときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、2.5%の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、甲らは、これを支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(再委託)

第7条 乙は、本件業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、本件業務の一部を再委託しようとする場合には、甲らの定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲らの承認を受けなければならない。

3 乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託の相手方の行為について、甲らに対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、本件業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託の相手方と約定しなければならない。

(再委託に関する内容の変更)

第8条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲らの定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲らの承認を受けなければならない。

(履行体制)

第9条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲らの定める様式により作成し、甲らに提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲らに届け出なければならない。ただし、商号又は名称及び住所のみの変更の場合は、届出を要しない。

3 前項の場合において、甲らは本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

第10条 乙は、本契約に係る業務に関して、甲らから提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号を遵守すること。

(1) 乙は、本契約の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。

(2) 乙は、甲らから提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲らに対し書面で報告すること。

(3) 乙は、甲らから提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。

(4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲らの承認を受けること。

(5) 乙は、甲らから提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本契約に係る業務終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲らに返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲らの定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。

(6) 乙は、甲らから提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社を含む。）に再委託をしようとする場合には、甲らの定め

る様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲らの承認を受けること。

(7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲らの定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲らの承認を受けること。

(8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。

(9) 乙は、委託業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲らに対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲らが乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。

(10) 乙は、乙又は再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。

(11) 本契約による業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲らに返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。

(12) 乙は、本契約に係る業務に関して甲らから提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。

(13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止のため、被害拡大防止等のための適切な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲らに報告するとともに、甲らの指示に従い、必要な措置を講ずること。

(14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲ら又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。

2 甲らは、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。

3 乙が第1項各号の一に違反したことにより甲らに損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

第 11 条 乙は、甲らの承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲らの対価の支払による弁済の効力は、甲らが、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（期限の延長）

第 12 条 乙は、自己の責めに帰することができない事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲らに対して遅滞なく理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、延長の日数は、甲ら及び乙が協議して定めるものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲らは、乙から遅延料を徴して履行期限を延長することができる。

3 前項の遅延料は、遅延日数 1 日につき契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。

（甲らの契約解除権等）

第 13 条 甲らは、次の各号に掲げる事項の一に該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）本契約の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。

（2）履行期限内に、又は履行期限後相当の期限内に本契約の業務を履行する見込みのないことが明らかに認められたとき。

（3）乙が本契約の条項に違反したとき。

2 前項各号の一に該当するときは、甲らは、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲らの指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲らに対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日

までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

- 3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 4 乙は、甲らの責めに帰すべき事由により、本件業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
- 5 甲ら及び乙は、第1項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 6 第1項、第4項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲らは、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲らに損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲らの責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

- 2 前項に定める賠償金額は、甲ら及び乙協議の上、定めるものとする。
(談合等の不正行為に係る契約解除)

第15条 甲らは、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規

定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲らに提出しなければならない。
(談合等の不正行為に係る違約金)

第 16 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲らが契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲らが指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）について、刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第 3 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲らが指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定による納付命令（同法第 7 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項又は第 3 項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 乙が甲らに対し、独占禁止法等に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲らに生じた実際の損害の額が違約金を超過

する場合において、甲らがその超過分の損害につき請求することを妨げない。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲らの指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲らに対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 本条の規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。

(属性要件に基づく契約解除)

第17条 甲らは、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第18条 甲らは、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲らの業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(下請契約等に関する確約)

第 19 条 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請契約等に関する契約解除)

第 20 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲らは、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第 21 条 甲らは、第 17 条及び第 18 条の各号の一に該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 3 甲らは、第 17 条、第 18 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することとは要しない。
- 4 乙は、甲らが第 17 条、第 18 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲らに損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 5 前項に定める賠償金額は、甲ら及び乙協議の上、定めるものとする。
- 6 乙が第 1 項に規定する違約金を甲らの指定する期限までに支払わない場合

は、乙は甲らに対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下単に「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲らに報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第23条 甲らは、本件業務の履行を受けた後、乙が実施した点検が本契約の内容に適合しないことを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを補修する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲らの責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

2 甲らは相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その追完がないときは、甲らは、乙に対してその不適合の程度に応じて代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲らは追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲らが追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲らは、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、乙に対して、第14条に規定する損害の賠償を請求することができる。

この場合、甲らは、当該請求のほか、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。

- 4 甲らが第2項の催告をし、甲らの定める期間内に履行の追完がないときは、甲らは、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲らは、契約金額の100分の20に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。
- 5 乙が前2項に規定する違約金を甲らの指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲らに対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、乙が実施した点検が本契約の内容に適合しないことにより甲らに生じた直接又は間接の損害の額が第3項及び第4項に基づいて請求した違約金を超過する場合において、甲らがその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 7 第4項の規定に伴い、本契約が解除されたときは、甲らは業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払うものとする。
- 8 甲らは、第1項から第6項までの請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合があった場合において、甲らがその不適合を知ったときから1年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。

(過失責任)

第24条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲らの施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲らがやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 乙は、甲らの責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲らは一切の責任を負わないものとする。

(危険負担)

第25条 甲らは、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

- 2 甲らは、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、

乙は自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲らに償還しなければならない。

(割合的報酬)

第 26 条 乙は、甲らの責めに帰することができない事由により、本件業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲らがその利益を受けたときは、乙は、甲らが受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について第 5 条の規定に準じて甲らの検査を受けなければならない。

(秘密の保持)

第 27 条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(契約保証金)

第 28 条 本契約に関しては、保証金の納付を免除する。

(人権配慮)

第 29 条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(管轄裁判所)

第 30 条 本契約から生ずる一切の紛争の第一審の専属合意管轄裁判所を、京都地方裁判所とする。

(補則)

第 31 条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲ら及び乙が協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

前記の契約の証として本書 4 通を作成し、当事者が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 1 1 月 5 日

委託者（甲ら）

京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町 1 9 7 番地

支出負担行為担当官

京都地方法務局長 堤 秀 昭

京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町 8 2 番地

支出負担行為担当官

京都地方検察庁検事正 西 山 卓 爾

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 4 5 1 番地

支出負担行為担当官

京都労働局総務部長 清 水 達 哉

受託者（乙）

××××××番地

株式会社▲▲▲▲

代表取締役 ● ● ● ●

庁舎別内訳書

	官署名 庁舎名	京都地方法務局	京都地方検察庁	京都労働局	庁舎合計
1	京都地方法務局	円			円
2	宇治支局	円			円
3	園部支局	円	円		円
4	宮津地方合同庁舎	円	円	円	円
5	京丹後支局	円			円
6	舞鶴支局	円			円
7	福知山地方合同庁舎	円		円	円
8	嵯峨出張所	円			円
9	伏見法務総合庁舎	円	円		円
10	木津地方合同庁舎	円	円	円	円
	消費税	円	円	円	円
	官署別合計	円	円	円	円

支 払 内 訳 書

官署名	請求書送付先	支払金額 (税込)
京都地方法務局	〒602-8577 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	円
京都地方検察庁	〒602-8510 京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82 京都地方検察庁会計課	円
京都労働局	〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 京都労働局総務部総務課	円
合計		円

※官署ごとに請求書を作成し、それぞれの請求書送付先に送付すること。